

エイ・ワン少額短期保険株式会社
あんしん住まいのリフォーム保険

普通保険約款

第1章 総則

(用語の定義)

第1条 この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特別約款において使用される用語の定義は次の各号に掲げる通りとします。ただし、別途定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
普通約款	普通保険約款をいいます。
被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
会社	この保険契約の引受少額短期保険業者をいいます。
保険期間	契約内容確認書または保険証券に記載された保険期間をいいます。
保険責任	保険契約上の責任をいいます。
保険金額	契約内容確認書または保険証券に記載された保険金額をいいます。
保険の目的	保険をつけた物をいいます。
保険金	リフォーム工事保障保険金、弁護士費用保険金をいいます。
告知事項	危険（注1）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書により会社が告知を求めたもの（注2）をいいます。 注1：危険とは、損害発生の可能性をいいます。 注2：他の保険契約に関する事項を含みます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
免責事由	保険金を支払わない場合をいいます。
損害	事故や災害により受ける金銭上の不利益をいいます。
クーリングオフ	保険契約の申込の撤回または解除をいいます。
被保険者債権	損害が生じたことにより、被保険者が取得する債権をいいます。
紹介事業者	対面、電話、インターネット等に関わらず、被保険者に対し、リフォーム施工業者を紹介する者をいいます。
施工業者	実際にリフォームを施工する業者をいいます。

前払金	リフォーム工事施工開始前に被保険者が施工業者に支払ったリフォーム工事代金の一部または全部をいいます。
倒産	以下の①、②いずれかに該当する場合をいいます。 ①施工業者が民事再生手続・会社更生手続の開始・破産もしくは競売の申立てを受け、または自ら民事再生・会社更生手続の開始もしくは破産の申立てを行い、裁判所もしくは施工業者弁護士から紹介事業者に対して通知（「債権調査票」、「破産手続開始決定通知書」等の文書をいう）があった場合。 ②施工業者の事務所が何ら通告なく閉鎖となり電話、電子メール、郵便など考えるいずれの手段によっても、関係者と一ヶ月以上一切連絡がとれなくなり、紹介事業者の報告書（施工業者とのやりとり、現状の確認）を受けて、保険会社が最終的に工事続行不可能と判断した場合。

（保険責任の始期および終期）

第2条 会社の保険責任は、契約内容確認書または保険証券記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。

第2章 保険金の支払

（保険金を支払う場合）

第3条 会社は、この普通約款および特別約款の規定に従い、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。

（保険金を支払わない場合）

第4条 会社は、特別約款に規定する免責事由による損害に対しては、当該特別約款に規定する保険金を支払いません。

（大規模の災害等の発生による保険金の削減払）

第5条 大規模の災害等が発生し、その災害等によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと会社が認めた場合には、会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

第3章 一般条項

（告知義務）

第6条 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、会社に事実を正確に告げなければなりません。

2. 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者になる者が、故意または重大な過失に

よって、告知事項について、会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。

3. 前項の規定は、次の場合には適用しません。
 - (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) 会社が保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき損害が発生する前に告知事項についての更正を会社に申し出て、会社がこれを承認した場合。
なお、更正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の当時、保険契約者が更正すべき事実を会社に告げても会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、会社は、これを承認するものとします。
 - (4) 会社が前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合
4. 損害が発生した後に第2項の解除が行われた場合でも、会社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、会社は、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらずその返還を請求することができます。
5. 前項の規定は、損害が第2項の告げなかった事実または告げた不実のことに基づかない場合には、適用しません。

（通知義務）

- 第7条 保険契約締結後、次の事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を会社に通知し、会社所定の書面により、会社の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- (1) リフォーム工事が中止された場合
 - (2) リフォーム工事の期間が変更された場合
 - (3) リフォーム工事の施工金額が変更された場合
 - (4) リフォーム工事の施工場所が変更された場合
2. 前項の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく前項の通知をしなかったときは、会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 3. 前項の規定は、会社が、前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には、適用しません。

4. 前2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した損害に対しては、会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、会社は第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらずその返還を請求することができます。
5. 前項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
6. 第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲外となった場合には、会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
7. 解除に係る危険増加が生じた時から前項の規定による解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、会社は、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらずその返還を請求することができます。

（保険契約者の住所変更）

第8条 保険契約者が契約内容確認書または保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければなりません。

（保険契約の無効）

第9条 保険契約締結の当時、次の事実があったときは、この保険契約は無効とします。

- （1） 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したとき
- （2） 保険契約者または被保険者が、すでにこの保険契約によって保険金の支払事由に該当する損害が生じ、またはその原因が発生していたことを知っていたとき
- （3） 既にこの保険契約と被保険者を同じくする会社の他の保険契約があり、その保険契約の保険金額がこの保険の保険契約の保険金額と合計し、1,000万円を超過するとき
- （4） 保険期間の初日の前日までに保険料が払い込まれなかったとき
- （5） 被保険者が紹介事業者を通じ、保障の対象となるリフォーム工事、及び施工業者について「施工依頼（成約報告）」を施工業者との工事請負契約締結後1か月以内に行っていなかったとき
- （6） 被保険者が施工業者に「前払金」を支払っていないとき

（保険契約の失効）

第10条 保険契約締結の後、次に該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は

その効力を失います。

- (1) 保険の目的となるリフォーム工事が、保険契約者または被保険者の意思で中止・中断された場合
- (2) 保険の目的となるリフォーム工事が施工業者の倒産に因らない事情で中止・中断された場合

(クーリングオフ)

第11条 保険契約の申込人または保険契約者は、申込日またはクーリングオフに関する事項を記載した書面を受領した日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、会社の本社宛に郵便にて発信した書面によりクーリングオフを行うことができます。クーリングオフを請求した場合には、会社および代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

(保険契約者による保険契約の解約)

第12条 保険契約者は、会社に対する書面による通知をもって、将来に向かって保険契約を解約することができます。

(保険契約の取消)

第13条 保険契約者または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって会社が保険契約を締結した場合には、会社は、この保険契約を取り消すことができます。

(保険金額の調整)

第14条 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、会社に対する書面による通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

2. 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、会社に対する書面による通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(重大事由による保険契約の解除)

第15条 会社は、次の各号に掲げる事由によるときには、将来に向かって保険契約（注1）を解除することができます。

注1：この契約の被保険者が複数である場合は、解除する部分は、次の第（1）号から第（4）号において、該当する被保険者に係る部分とします。（た

だし、次の第（１）号から第（４）号において、保険契約者が該当する場合を除く。）

- （１）保険契約者または被保険者が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で故意に事故を起こしたときまたは起こそうとしたとき
 - （２）保険金の請求行為に関し、被保険者が詐欺行為を行ったときまたは行おうとしたとき
 - （３）保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ア．反社会的勢力（注2）に該当すると認められること
 - イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係と有していると認められること
- 注2：暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （４）前3号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、第（１）号、第（２）号および第（３）号の事由がある場合と同程度に会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - （５）保険契約締結時の際、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって保険契約申込書の記載事項について会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたとき

2. 前項において、会社は、会社が保険金を支払うべき損害またはその原因の発生の有無を問わず保険契約を解除することができます。この場合、前1項第（１）号から第（４）号の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、会社は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときには、その全額について返還請求することができます。
3. 本条における会社の解除権は、会社が第1項の事実を知った日から1か月以内に行使しないときは消滅します。ただし、前1項第（３）号の場合は、1か月を超えても消滅しません。
4. 保険契約者または被保険者が前第1項の規定により解除された場合、次の損害については前第2項の規定は適用しません。
 - （１）第1項第（３）号のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - （２）第1項第（３）号のいずれかに該当する被保険者が法律上の損害賠償責任を負

担する損害

5. 第1項第(5)号の規定に関して、次にあげる事項に該当する場合は、会社は、保険契約を解除することはできない。

- (1) 第1項第(5)号の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 会社が保険契約締結の際、第1項第(5)号の告げなかった事実もしくは告げた不実のを知り、または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金支払事由に該当する損害が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を会社に申し出て、会社がこれを承認した場合
- (4) 会社が保険契約を解除できる場合にかかわらず、前(1)から(3)の事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したときまたは初年度保険契約締結時から5年を経過した場合
- (5) 保険契約申込書の記載事項中、前(3)告げなかった事実または告げた不実のことが、会社の危険測定に関係のないものであった場合。ただし、この保険契約によって保険金を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約に関する事項については、この限りではない。

(保険契約の解除の効力)

第16条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険料の返還または請求—告知・通知事項の承認の場合)

第17条 第6条(告知義務)第3項第(3)号の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、会社は変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

2. 第7条(通知義務)第1項の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
3. 第1項または前項による会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠ったときは、会社は保険契約者に対する書面による通知により、保険契約を解除することができます。また、当該保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、支払うべき保険金の額から当該保険料に相当する額を差し引いて保険金を支払うものとし、この場合、会社は保険契約を解除しません。

(保険料の返還—契約の無効・失効の場合)

第18条 第9条(保険契約の無効)第1項第(1)号または第(2)号の規定により、保険契

約が無効となる場合は、会社は保険料を返還しません。

2. 第9条（保険契約の無効）第1項第（3）号から第（6）号の規定により、保険契約が無効となる場合は、会社は保険料の全額を返還します。
3. 第10条（保険契約の失効）の規定により、保険契約が失効となる場合には、会社は保険料の全額を返還します。

（保険料の返還－保険契約の解除または解約の場合）

第19条 第6条（告知義務）、第7条（通知義務）または第15条（重大事由による保険契約の解除）の規定により会社が保険契約を解除したときは、会社は保険料を返還しません。

2. 第12条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により保険契約を解約したときは、会社は保険料の全額を返還します。

（保険料の返還－クーリングオフの場合）

第20条 第11条（クーリングオフ）の規定により保険契約の申込人または保険契約者がクーリングオフをしたときは、会社は保険料の全額を返還します。

（保険料の返還－契約取消の場合）

第21条 第13条（保険契約の取消）の規定により、会社がこの保険契約を取り消した場合には、会社は保険料を返還しません。

（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第22条 第14条（保険金額の調整）第1項の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

2. 第14条（保険金額の調整）第2項の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、会社は、既に払い込まれた保険料のうち、減額する保険金額に相当する保険料を、未経過期間について日割をもって計算し、これを返還します。

（損害発生の場合の手続）

第23条 保険契約者または被保険者は、会社が保険金を支払うべき損害が生じたことを知ったときは、これを会社に遅滞なく通知し、かつ、次の各号に掲げる書類のうち会社が要求する書類を会社に提出しなければなりません。

- （1） 保険金請求書
- （2） リフォーム契約書等の写
- （3） 他の保険契約の有無および内容（注1）を確認するための書面
- （4） 証明書類その他の書類

2. 保険の目的について損害が生じたときは、会社は、その状況を調査することができません。
3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに第1項または第2項の規定に違反したときは、会社は、それによって会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

注1：他の保険契約の有無および内容／既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

(評価人および裁定人)

第24条 損害の額について、会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2. 当事者は、自己の選定した評価人の費用（注1）を各自負担し、その他の費用（注2）については、半額ずつ負担するものとします。

注1：評価人の費用／報酬を含みます。

注2：その他の費用／裁定人に対する報酬を含みます。

(代位)

第25条 会社が保険金を支払った場合、会社は次の第(1)号または第(2)号のうちいずれか少ない額を限度として、被保険者債権を取得します。

(1) 会社が支払った保険金の額

(2) 被保険者債権の額。ただし、前号の額が損害額に不足する場合は、被保険者債権の額から、その不足額を差し引いた額とする。

2. 前項の場合において、前項第(1)号に掲げる額が損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち会社が前項の規定により取得した部分を除いた部分について、会社が取得した債権に先立って弁済を受ける権利を有します。
3. 保険契約者および被保険者は、第1項の規定により会社が取得する被保険者債権の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、会社に協力するために必要な費用は会社の負担とします。

(保険金の支払手続きおよび支払時期)

第26条 会社は、保険契約者または被保険者が第23条（損害発生の場合の手続）の規定による手続を完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、会社は次の各号に掲げる事項の確認を終え、保険金を受け取るべき者が指

- 定した預貯金口座へ送金する方法により保険金を支払います。
- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生
の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - (2) 保険金支払いの免責事由への該当有無の確認に必要な事項として、保険金が支払
われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金の支払額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故
と損害の関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める
解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - (5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する
損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、会社
が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
2. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、
前項の規定にかかわらず、会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる
日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支
払います。この場合において、会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべ
き時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (1) 前項第(1)号から第(4)号までの事項を確認するための、警察、検察、消防
その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注1) 180日
 - (2) 前項第(1)号から第(4)号までの事項を確認するための、専門機関による鑑
定・審査等の結果の照会 90日
 - (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における
調査 60日
3. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由な
く当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注2)には、これにより会社の
確認が遅延した期間については、前2項の期間に算入しないものとします。
4. 前第1項または第2項に規定する期日(以下、「支払期日」といいます。)を超えて
会社が保険金の支払いを行う場合は、会社が支払うべき保険金の額に遅滞期間(支払
期日から会社が実際に保険金の支払いを行った日までの期間をいいます。)に対して
年6%の割合で計算した遅延利息(注3)を付して、支払います。
- 注1：捜査・調査結果の照会／弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会
その他法令に基づく照会を含みます。
- 注2：これに応じなかった場合／必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- 注3：遅延利息／単利・日割り・円未満切り捨てとします。

(保険金支払後の保険契約の取扱い)

第27条 会社が保険金を支払った場合、この保険契約は失効となります。

(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

第28条 会社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、会社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 前項の規定により保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うときには、会社の定める日（以下この条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の1か月前までに次に定めるいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 会社の通知した内容で保険契約を変更する方法
 - (2) 変更日の前日に保険契約を解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま変更日が到来したときは、保険契約者より前項第(1)号の方法が指定されたものとみなします。
5. 第3項第(1)号で保険料が増額となるときは、保険契約者は会社の定める日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
6. 本条の規定により保険契約を変更日の前日に解約する場合には、会社は、第19条（保険料の返還—保険契約の解除または解約の場合）の規定にかかわらず、保険料を全額返還します。

(保険料の払込および払込方法)

第29条 保険料の払込方法(回数)は、一括払とします。

2. 保険料の払込方法(経路)は、会社・代理店店頭による集金および会社が指定した金融機関の口座への振込(一括払のみ)か、会社の提携先の中から、保険契約者が指定した金融機関の口座振替もしくはコンビニエンスストアからの払込のいずれかとします。
3. 保険料の払込方法(経路)が口座振替の場合、会社は会社の指定する振替日(金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)に保険料を振り替えるものとし、振替日に保険料の口座振替が行われた場合には、振替日に保険料が会社に払い込まれたものとみなします。
4. 保険契約者は、保険料口座振替の指定口座を変更する場合には、口座振替依頼書(会社所定の様式)を会社に提出し、会社の承認を得なければなりません。

(払込猶予期間)

第30条 保険料の払込について払込を猶予する期間は設けません。

2. 会社が保険料の払込確認ができるまでは、保険は開始しません。

(保険契約の継続)

第31条 保険期間が終了し、保険契約者が保険契約を引き続き継続しようとする場合には、再度、新契約を締結しなければなりません。

(共済契約の取扱)

第32条 この普通約款の適用については、他の共済契約についても保険契約とみなして、他の保険契約として扱います。

(時効)

第33条 保険金の支払を請求する権利は、損害が発生した日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

(管轄の合意)

第34条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当会社の本社の所在地または保険金を受け取るべき者(注1)の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

注1：保険金を受け取るべき者／保険金を受け取るべき者が2人以上いるときは、その代表者とします。

(準拠法)

第35条 この普通約款に規定のない事項については、日本国の法令によることとします。

リフォーム工事保障保険 特別約款

(保険の目的の範囲)

第1条 この特別約款における保険の目的は次のとおりとします。

1	保険の目的	(1) 被保険者が、契約者となる紹介事業者の紹介を得て、施工業者に発注した工事請負契約などの書類に記載されたリフォーム工事で、「前払金」に支払ったリフォーム工事代金の一部が発生している工事とします。 工事の対象は住宅であること、ただし集合住宅は専有部分のみとします。
2	保険の目的に含めないもの	(1) 「前払金」の支払いが発生していない工事。 (2) リフォームではない新築工事。 その他会社が認めない工事。

(保険金を支払う場合)

第2条 会社は、この特別約款および普通約款により支払う保険金は次のとおりとします。

保険金の種類	支払事由
リフォーム工事保障保険金	以下のいずれかに該当する場合、保険金を支払います。 被保険者の発注したリフォーム工事が、施工業者の倒産により、 (1)工事が未着手になったが、工事前に払った「前払金」が返却されなかった場合。 (2)工事が着手されたが、工事の完成・引渡が履行されず、「前払金」も返却されなかった場合。

(保険金を支払わない場合)

第3条 会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

2. 会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次に掲げる事由によって発生した前条(保険金を支払う場合)の事故が拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず前条(保険金を支払う場合)の事故が次に掲げる事由によって拡大して生じた損害を含みます。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (2) 天変地異(地震、台風、噴火、洪水、津波、落雷、誘電雷、異常積雪および異常低温による凍害など)に起因する場合
- (3) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

注1：核燃料物質／使用済燃料を含みます。

注2：核燃料物質によって汚染された物／原子核分裂生成物を含みます。

(保険金の支払額)

第4条 会社は、この特別約款および普通約款に従い、第2条（保険金を支払う場合）の支払事由に該当した場合には、次に掲げる額を支払います。

保険金の種類		支払額
第2条	リフォーム工事保障 保険金	保険金額を限度として、損害の額(注1)を損害保険金として支払います。

注1：損害の額／返却されなかった「前払金」の額。ただし、そのリフォーム工事を完成させるために必要な追加工事費用が前払金の水準と近い場合には、当該追加工事費用を会社が評価します。この結果、追加工事費用が前払金の金額を下回る場合には、追加工事費用を損害の額とします。

(保険契約の終了)

第5条 この特別約款の規定により支払われる損害保険金の額が1回の事故で保険金額に相当したときは、この特別約款が付帯された保険契約は損害発生時に終了します。

2. 前項の規定により保険契約が終了した場合には、会社は、保険料を返還しません。

(保険金の合計支払限度額)

第6条 この特別約款とこの保険契約に付帯された弁護士費用特別約款の規定により会社を支払うべき保険金の総額が1回の事故につき1,000万円を超えるときは、会社は、各特別約款の規定にかかわらず1回の事故につき合計して1,000万円を限度として保険金を支払うものとします。

(この特別約款が付帯された保険契約との関係)

第7条 この特別約款が付帯された保険契約が無効のときは、この保険契約もまた無効とします。

2. この特別約款が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了したときは、この保険契約も同時に終了するものとします。

(準用規定)

第8条 この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

弁護士費用保険 特別約款

(保険金を支払う場合)

第1条 会社は、この特別約款および普通約款により支払う保険金は次のとおりとします。

保険金の種類	事故の種類
弁護士費用保険金	被保険者の発注したリフォーム工事において、施工業者の倒産により、被保険者とその施工業者（管財人等の法定代理人を含む）との間で訴訟が起こり、被保険者に弁護士費用が発生した場合、弁護士費用保険金を支払います。

(保険金を支払わない場合)

第2条 会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

2. 会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次に掲げる事由によって発生した前条（保険金を支払う場合）の事故が拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず前条（保険金を支払う場合）の事故が次に掲げる事由によって拡大して生じた損害を含みます。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (2) 天変地異（地震、台風、噴火、洪水、津波、落雷、誘電雷、異常積雪および異常低温による凍害など）に起因する場合
- (3) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

注1：核燃料物質／使用済燃料を含みます。

注2：核燃料物質によって汚染された物／原子核分裂生成物を含みます。

(保険金の支払額)

第3条 会社は、この特別約款および普通約款に従い、第1条（保険金を支払う場合）の支払事由に該当した場合には、次に掲げる額を支払います。

保険金の種類		支払額
第1条	弁護士費用保険金	1回の事故につき30万円を限度とし、被保険者が実際に使用した弁護士費用を弁護士費用保険金として支払います。

(保険金の合計支払限度額)

第4条 この特別約款とこの保険契約に付帯されたリフォーム工事保障特別約款の規定により会社の支払うべき保険金の総額が1回の事故につき1,000万円を超えるときは、各特別約款の規定にかかわらず、会社は1回の事故につき合計して1,000万円を限度として保険金を支払うものとします。

(この特別約款が付帯された保険契約との関係)

第5条 この特別約款が付帯された保険契約が無効のときは、この保険契約もまた無効とします。

2. この特別約款が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了したときは、この保険契約も同時に終了するものとします。

(準用規定)

第6条 この特別約款に定めのない事項については、この特別約款に反しないかぎり、この特別約款を付帯した普通約款の規定を準用します。